

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
2	各種経由事務の廃止	文部科学省	1
4	国への返還金に関する取扱いの見直し	内閣府	10
7	マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し	法務省	12

伝統文化親子教室事業に係る 経由事務について

1



伝統文化親子教室事業の概要

現状・課題

次代を担う子供たちが親子で楽しみながら伝統文化に触れることは、文化的な伝統を尊重する心や先人への尊敬を深めるとともに、創造力と感性を涵養し、将来にわたり伝統文化に継続して携わるきっかけとなる。このため、舞踊等の「伝統文化」、茶道、華道、書道、和装、五節句等の「生活文化」、囲碁、将棋等の「国民娯楽」（以下「伝統文化等」という。）を計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供が求められている。また、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能、生活文化の担い手が減少し、継承が困難となっていることから、伝統文化等の裾野拡大を図ることは喫緊の課題である。



「仙台市伝統文化親子教室事業」
(地域展開型) <日本舞踊体験の様子>



「千寿伝統文化を広める会」
(教室実施型) <お琴体験の様子>

事業内容

子供たちが親とともに、日本舞踊、茶道、華道、書道、和装、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得するきっかけ作りや、体験・修得機会を計画的・継続的に提供する取組を支援

体験機会の提供、幅広い参加の促進

継続的・計画的な体験・修得機会の提供

伝統文化等の確実な継承・発展
子供たちの豊かな人間性の涵養

地域の子供たちに計画的・継続的な
体験・修得の機会を提供する

教室実施型

実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体
(伝統文化関係団体) 等

体験・修得機会の格差解消のため、教室実
施型の取組を広域的・組織的に提供する

統括実施型

実施主体：統括団体等



地方公共団体等が、教室実施型・統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する

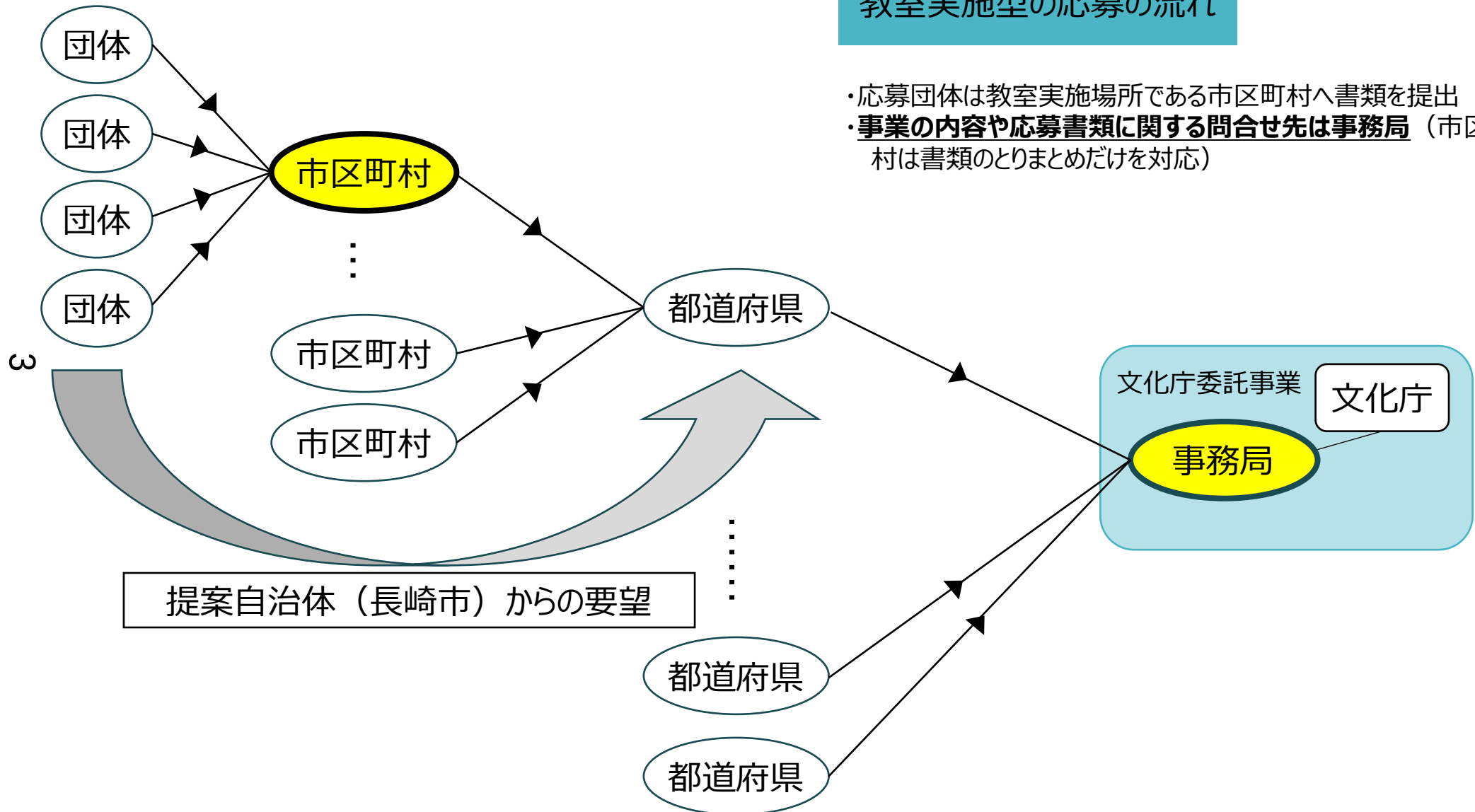
地域展開型

実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等

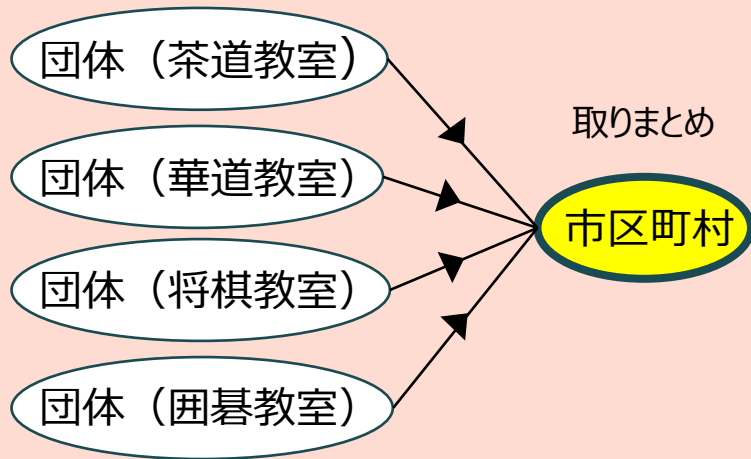
教室実施型の応募の流れ

教室実施型の応募の流れ

- ・応募団体は教室実施場所である市区町村へ書類を提出
- ・事業の内容や応募書類に関する問合せ先は事務局（市区町村は書類のとりまとめだけに対応）

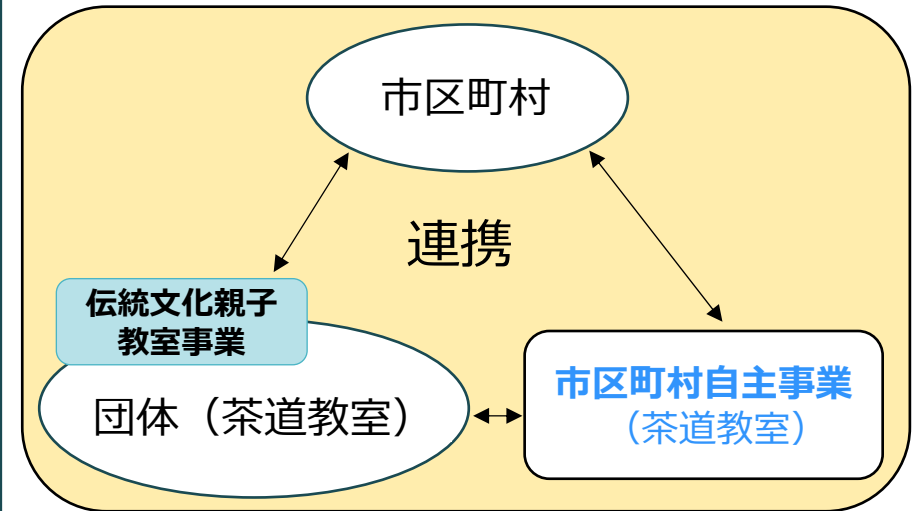


効果①：現状把握



・各市区町村は、経由事務を通じて地域内の伝統文化に関する様々な分野の教室があることを把握できる。

効果②：事業展開



・各市区町村は、地域展開型の実施にあたり情報を把握している伝統文化親子教室や市区町村が自主事業で実施している教室等が連携することにより、きっかけ作りとなるイベントを円滑に企画することができる。

・各地域の実情に応じた戦略的・効果的な事業展開ができる。

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

5

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

団体からの提案内容

「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続の市町村経由事務の廃止

「伝統文化親子教室事業（教室実施型）」の応募手続については、提出先を「事業を実施する場所の市区町村教育委員会」ではなく、「都道府県の窓口」とするよう見直しを求める。

支障事例

「伝統文化親子教室事業」のうち、教室実施型については、応募書類の提出先が市区町村教育委員会となっている。

この取りまとめにあたっては、事務負担が発生しているほか、団体からの申請書類の内容等に不備・不足がないかの確認や、不備・不足がある場合の修正は不要となっているため、市町村を経由せずとも手続自体に支障はないものとする。

＜市内の団体の応募数＞ 令和6年度：12件（教室実施型）

○伝統文化親子教室事業には3つの類型（教室実施型・統括実施型・地域展開型）があり、うち教室実施型は市区町村教育委員会を窓口とし、都道府県でとりまとめて提出いただいているが、これは**地方公共団体を主な支援対象先としている地域展開型との連携を必要とするため**である。

○教室実施型を内包できる仕組みにもなっている**地域展開型は、子供たちに伝統文化等を体験する機会を地域偏在なく提供することを目的**としている。地方公共団体を中心に関係者が連携して、地域の様々な分野の教室と繋がり、子供たちへ少しでも多くの体験機会を提供していくことが期待されており、当該事業を推進することは政策的意義が大きい。

○一方で、地域展開型と地域における教室との連携が進まない理由として、実施団体からは「地方公共団体から声がかからなかったため」という声もあることから、基礎自治体である市区町村には地域における教室を把握していただくことで、実施団体との連携の強化を期待しているところである。

○地域に根付いた伝統文化等を確実に次世代へ継承・発展させていくためには、地域の実情に応じた戦略的・計画的な事業展開が大変重要である。**市区町村が地域における教室を把握して「放課後子供教室」と連携した取組の調整を図るなどにより、地域の子供たちが伝統文化等を体験できる機会の選択肢を増やす等、積極的な事業展開を進めていただきたい**と考えている。

再検討の視点

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。
- 地域展開型との連携のため、地域の教室を把握する必要がある点について、**市区町村は、文化庁のホームページ掲載情報や教室の検索が可能な「マッチングシステム」の利用が可能**となっており、わざわざ市区町村を窓口として、経由事務を行う必要はないのではないか。
- 市区町村における事務負担を軽減することで、より一層地域に根付いた伝統文化等の継承・発展に係る業務に時間をかけることが可能になるのではないか。

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号）により、地方公共団体は、文化芸術に関して、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することと規定。

○過疎化の進行や少子高齢化、伝統文化等を教える講師の不足等により、子供たちの体験活動に格差が生じている地域がある中、地方公共団体には、あらゆる子供たちに等しく伝統文化等の体験・修得の機会を提供することが期待されている。伝統文化親子教室事業（地域展開型）の活用等により、地方公共団体が中心となって地域の実情や現場のニーズに応じた自主的かつ主体的な施策を推進いただき、空白地が生じることによって子供たちの体験機会が損なわれるということがないよう望んでいる。そのためにも引き続き經由事務を通じて、地方公共団体における域内の教室の実態把握と新たな教室の掘り起こしの一助にしていきたい。

○事業内容や記載方法等に関する問合せ先窓口に関して、来年度事業を実施する場合、募集開始のタイミングにあわせて、ホームページや募集案内へわかりやすく記載する等適切な窓口へ案内する。

○地方公共団体が地域の伝統文化等の振興に係る施策を推進する上で必要な情報を提供できるよう、マッチングシステムの改善を図る。

内閣府】 国への返還金（災害援護資金）に関する取扱いの見直しに関する提案

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

（償還免除）

第14条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還できると認められるとき。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

重点4：国への返還金に関する取扱いの見直し（内閣府）

【内閣府】 国への返還金（災害援護資金）に関する取扱いの見直しに関する提案

阪神・淡路大震災に係る災害援護資金

貸付金額	1,326億円
返済金額	1,127億円（約85％）
法律に基づく免除金額	182億円（約14％）【国負担分：121億円、府県負担分：61億円】
債権放棄	17億円（約 1％）

二

阪神・淡路大震災、熊本地震、東日本大震災の比較

	阪神・淡路大震災	熊本地震	東日本大震災
死者（行方不明者を除く）	6,434人	273人	19,782人
負傷者	約44,000人	約260人	約6,200人
住家被害（全壊）	約105,000棟	約3,400棟	約122,000棟
援護資金貸付件数	57,448件	728件	29,725件
貸付額	1,326億円	13億円	525億円

不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報 連携システムの活用（管理番号 196）について

令和7年9月16日
法務省民事局

重点7:マイナンバー制度等における情報
連携の活用によって申告書の提出等を
不要とする見直し（法務省）

提案の内容

不動産登記事務に係る戸籍証明書等の確認業務について、市町村への公用請求をせず、戸籍情報連携システムを活用し、市町村の業務を改善する。

支障事例（提案の背景）の概要

- n 長期相続登記等未了土地解消事業（以下「解消事業」という。）に係る公用請求の対象者件数が大量であることと、各登記名義人の出生から現在戸籍までの戸籍証明書等が必要となるため、1件の作成に時間を要している。
- n 令和6年の相続登記の義務化等により、解消事業による請求に加えて、登記名義人の出生から死亡までの戸籍証明書等の請求が増大している。
- n 解消事業に関する登記名義人の法定相続人調査において、令和6年3月から運用が開始された戸籍情報連携システムの戸籍副本情報について、法務局及び地方法務局（以下「法務局」という。）の戸籍課は閲覧可能であるところ、登記部門についてもこれを活用できるようにする制度改正を提案する。

13

1 次回答の概要

戸籍情報連携システムは、戸籍事務のために用いるシステムであることから、市区町村並びに法務局の戸籍担当部署等の職員のみを利用者を限定している。

現状、解消事業では、登記官の権限において被相続人等の本籍地市区町村に戸籍証明書等の公用請求を行っていることから、当該請求に係る処理は、1,892の市区町村に分散して行われることとなる。仮に、これを戸籍情報連携システムにおいて副本情報の参照を行って確認することとした場合、制度設計次第では、例えば、50箇所の法務局に照会が集約されかねず、また、戸籍証明書等の検索に係るノウハウや人員もない中での対応となれば、確認までに要する時間が増加することにもなりかねない。

御提案の仕組みを導入することについては法務局における処理体制の実情を踏まえつつ、法務局への事務の集約による公共事業等の円滑な実施への影響と市区町村の事務負担の軽減とのバランスをとることができる現実的な仕組みを検討することが必要となると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍情報連携システムの使用にあたっては、市町村は、戸籍法施行規則第75条の3に基づき、「戸籍事務の処理に必要な範囲内」でその利用を行っているものであることから、法務局の登記官についても、当該システムの利用目的や利用できる者を適切に定めることなどによって利用が可能になるものとする。

また、市区町村においてもノウハウを持たない職員が人事異動により戸籍事務に従事することとなっており、職員の育成については、貴省と同様の課題がある。

さらに、戸籍情報連携システムへの負荷の程度・状況については、主目的である戸籍事務の妨げにならないようシステムを改修する等の対応で軽減が図られるものとする。

公用請求を受ける市区町村側では、長期相続登記等未了土地解消事業に係る公用請求の規模を予測・把握することは困難であり、他の公用請求と時期が重なるなど事務負担になっていることは御理解いただきたい。

第1次回答で示された、公共事業等の円滑な実施と市区町村の事務負担の軽減が図られる現実的な仕組みについて、早期の構築を図っていただきたい。

1次ヒアリングにおける主な指摘事項

- n 50局の法務局で引き受けるとした場合の所要時間を精査すること。
- n 職員の併任など、負担が少ない形で実現できる方法を検討すること。
- n 令和6年の対応方針にある戸籍情報連携システムの都道府県への利用拡大と同時に措置できないか。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答では、「法務局における処理体制の実情」が強調されているが、長期相続登記等未了土地解消事業の現状そのものが、市町村の多大な負担によって支えられている。今後、地方で人材不足が深刻化することも踏まえ、国・地方を合わせた社会的なトータルコストを軽減させるべく、法務局登記部門から法務局戸籍課に対する公用請求の実現を積極的に検討すべきではないか。

仮に、現状の処理体制での対応が困難であっても、例えば、法務局の登記官のうち、戸籍業務の経験者を戸籍課併任とするなど実現のための工夫を考えるべきではないか。

戸籍情報連携システムの都道府県への利用拡大について、「令和8年度中に法制上の措置を講ずる」こととされているが、可能な限り、同時に措置すべきではないか。

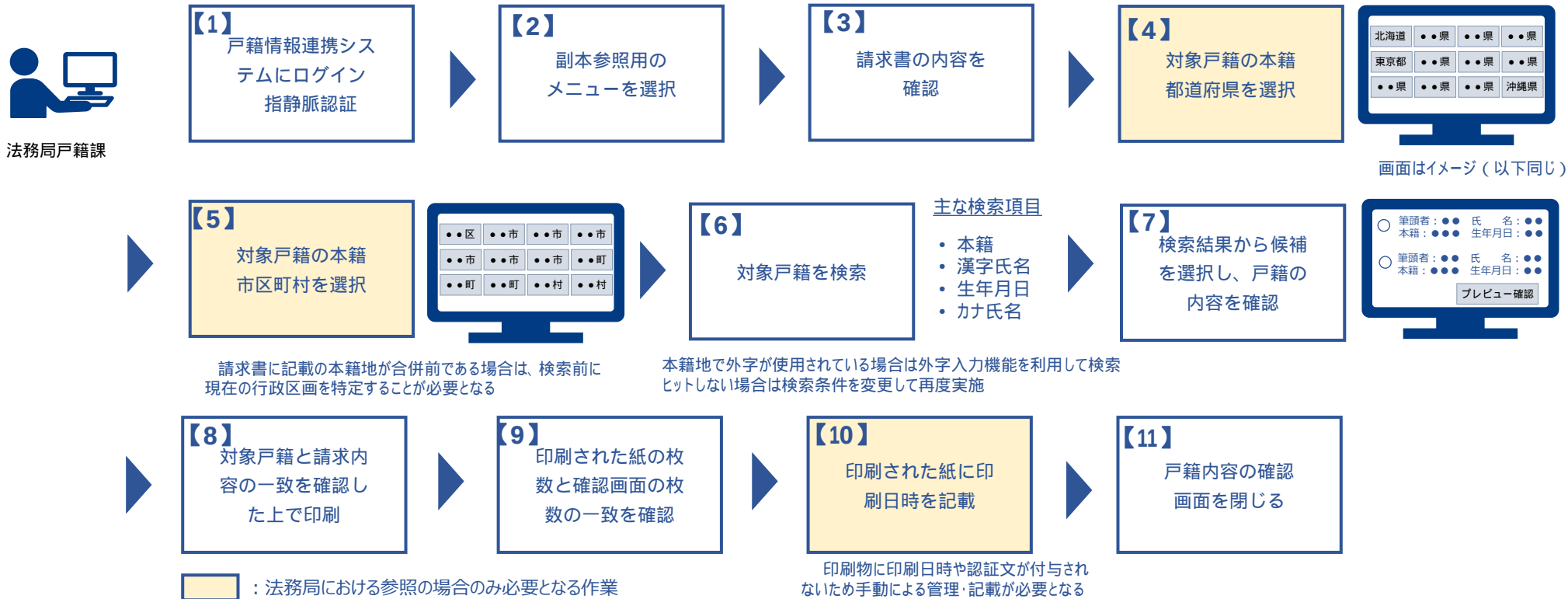
年間公用請求通数

○令和6年度の長期相続登記等未了土地解消事業における実績

全国の法務局において公用請求により取得した戸籍謄本等の通数：約31万通

法務局における副本情報参照手順（1件当たり）

法務局において戸籍情報連携システムの副本参照機能を利用して、戸籍情報を検索・印刷する流れは以下のとおり。



本フローは標準的なものであり、このほかに、印刷した副本情報を管理するためのナンバリングや利用簿の記録作業が必要となるほか、対象が紙で管理されている戸籍又は除籍の場合など、戸籍情報連携システムで内容を確認することができず、本籍地市区町村への問合せ（及び公用請求）が必要なケースも想定され、従来より効率が下がる可能性がある。

実際の業務に即した検証作業を実施し、課題の洗い出しを行った上で対応策を検討することが必要

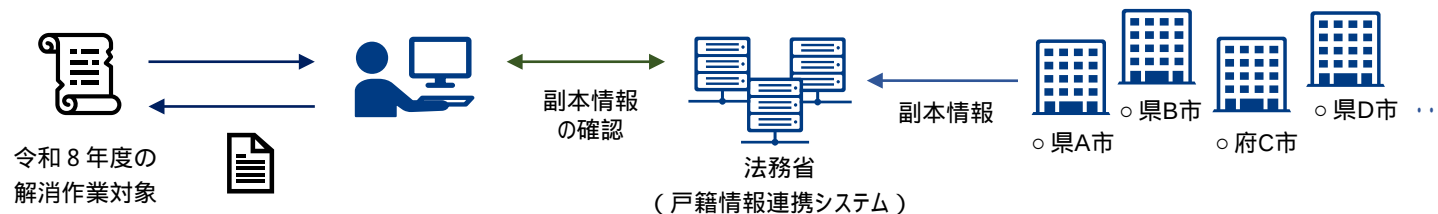
検証作業の実施計画

本件提案の仕組みを導入することについて検討するに当たっては、実際の現場における検証作業の実施が不可欠であるところ、解消作業の年間スケジュールを踏まえ、以下の内容で実施することを予定している。

- n 内容：令和8年度解消作業の対象分の一部において、被相続人等の戸籍の参照を法務局戸籍課に設置している戸籍情報連携システムを用いて検証する（現行制度で可能な範囲での検証）。
- n 目的：法務局において戸籍情報連携システムを利用した副本情報の確認を実施して解消作業に利用するとした場合の実務上の課題を洗い出すことを目的とする。
- n 実施主体：一部の法務局（詳細は調整中）

16

< 検証作業イメージ >



検証作業により、法務局職員が戸籍情報連携システムを利用して副本情報を確認とした場合の実務上の課題を洗い出した上で、法務局における対応を検討する。

2 次回答の概要

解消事業は、地方公共団体等の公共事業実施主体からの要望に応じ、当該公共事業実施主体に代わって、法務局が法定相続人を探索しているものである。法務省としては、解消事業によって、公共事業に係る地方公共団体の負担の軽減に寄与してきたと考えているが、更なる軽減策として戸籍の公用請求を戸籍情報連携システムによって代替することについては、法務局において増加する事務量とその効率化をどのように図るかも含めて検討する必要がある。

1 次ヒアリングで御指摘のあった、1,892の市区町村で行っている公用請求に係る処理を50の法務局に集約した場合にかかる処理時間等について、令和6年度解消事業着手分に係る全国の法務局における公用請求により取得した戸籍謄本等の数は、おおむね全国で31万通であり、戸籍情報連携システムの端末を利用して副本情報を照会する場合、1件当たり5分程度を要していることから、仮に、法務局において上記の通数を処理するとした場合には、単純計算で50の法務局で約25,833時間が必要となる。これはシステム操作に要する時間に限ったものであり、実際には、印刷した副本情報を管理するための仕分けやナンバリング、出力日時の付記及び利用簿の記録作業のほか、各機器の使用タイミングが他の事務と重複しないようにするための調整等も必要となる。さらに、対象が紙で管理されている戸籍又は除籍の場合や廃棄処分済みである場合は、戸籍情報連携システムで内容を確認することができないことから、本籍地市区町村への問合せなど周辺作業も発生することが見込まれる。

そして、こうした事務を新たに法務局で行うこととした場合には、限られた人員の下、通常の業務に追加して処理を行わなければならないところ、法務局においては、相続登記の義務化など所有者不明土地等対策のための新規施策を次々と実施している中で業務がひっ迫している状況であるため、戸籍情報の取得が遅延し、解消事業の迅速な遂行を妨げるおそれ大きい。御指摘のように、登記官に戸籍課併任をかけたとしても、この問題が解決されるものではないと考えられる。

なお、令和6年の提案に基づいて措置する戸籍情報連携システムの都道府県への利用拡大は、戸籍電子証明書提供用識別符号を都道府県が市区町村に対し、オンラインで公用請求できるようにするために必要な制度的措置を講ずることとされたものであり、本提案の対応として考えられる仕組みとは大きく異なるため、同時に措置することは困難である。

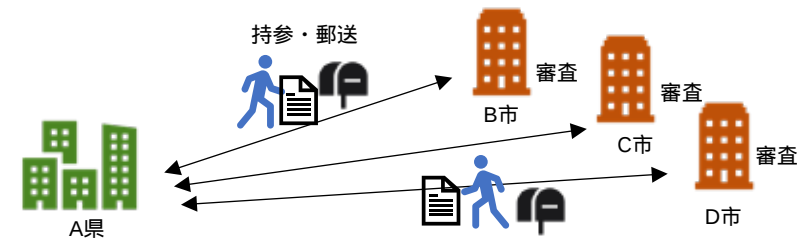
法務省としては、本提案を踏まえ、令和8年1月頃から準備開始予定の解消事業の令和8年度作業分につき、一部の法務局において、法務局職員が戸籍情報連携システムを利用して戸籍の副本情報を確認することについての実務上の課題の検証を実施することとしている。同検証を踏まえて、本提案への対応を検討してまいりたい。

提案内容

- n 戸籍情報連携システムの利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること。
- n 都道府県が法令の定める事務を遂行するために行う戸籍謄本等の請求（公用請求）事務について請求元及び請求先双方の負担軽減に資する措置を検討すること。

制度の現状

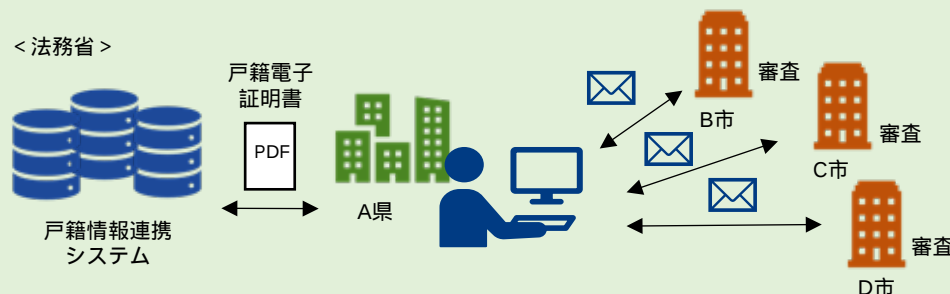
- n 都道府県は郵送により公用請求を行っており、それに要する時間と費用が負担となっている。
- n 本籍地以外の市区町村に戸籍謄本等の請求を行う広域交付の仕組みについて、公用請求は同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている。



対応方針

都道府県の事務負担の軽減に資するよう、以下の措置を行う。

戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を都道府県がオンラインで公用請求することが開始できるよう、令和8年度中に法制上の措置を講ずる。



広域交付の公用請求の仕組みについて、都道府県が行う事務に関し、特定の市区町村との合意の下で当該仕組みを利用可能となる方策を市区町村の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

